

「千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正（案）」及び「（仮称）千葉市墓地等経営計画審査会設置条例（案）」の概要について

1 改正等の背景・目的

墓地及び納骨堂（以下「墓地等」という。）は、利用者の安定的な利用に資するため、安定的かつ永続的な経営の確保が厳に求められています。

墓地等の経営には多額の初期投資が必要であるうえ、設置後は長期にわたって固定せざるを得ない性質があることから、将来の安定的な運営を担保するためには、どのような経営管理を行う計画であるのか慎重に審査する必要があります。

そこで、墓地等の安定的かつ永続的な経営を確保するため、経営予定者の財務状況等の審査にあたり、学識経験者により構成する第三者機関へ諮問することとし、「千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「墓地条例」という。）」の一部改正及び「（仮称）千葉市墓地等経営計画審査会設置条例（以下「審査会条例」という。）」の制定を行います。

2 墓地条例の一部改正（案）の概要

（1）審査会（附属機関）への諮問

事前協議の時点で、墓地等の設置等に係る財務状況等を審査するにあたり、法律や財務の学識経験者からなる「（仮称）千葉市墓地等経営計画審査会」へ諮問することとします。

また、答申に基づき市が経営予定者に対し必要な指導を行うことができることを規定します。

（2）既存墓地における1区画の最低面積の規定廃止

現在、新たに作る墓地では、平成19年の墓地条例改正により、1区画当たりの最低面積の規定がなく、小規模な区画を提供することができますが、この改正前の墓地条例の適用を受ける墓地は、1区画当たり1.5㎡以上などの最低面積が定められています。

しかし、近年は小規模な区画を求めるニーズが高まっており、これに対応するため、改正前の墓地条例の適用を受ける墓地においても、最低面積の規定を廃止します。

（3）墓地条例改正後の規定の適用

令和3年4月1日以降に標識設置報告書が提出される墓地等は改正後の墓地条例が適用され、令和3年3月31日までに標識設置報告書が提出されたものは改正前の墓地条例が適用されます。

3 審査会条例（案）の概要

「（仮称）千葉市墓地等経営計画審査会」の設置にあたり、下記事項を規定する条例を制定します。

（1）所掌事務

- ・墓地又は納骨堂の設置等に係る財務状況等を調査審議する。

（2）審査会の組織

- ・委員は7人以内とする。
- ・委員は法律や財務等の学識経験者により構成する。
- ・審査会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 今後のスケジュール（予定）

令和2年11月2日～12月1日 パブリックコメント手続

令和3年 2月 千葉市議会（令和3年第1回定例会）に条例案を上程

令和3年 4月1日 施行